

安来市広域生活バス運行委託業務 仕様書

令和8年8月

安来市市民生活部地域振興課

1. 趣旨

「安来市広域生活バス」は、高齢者や児童・生徒をはじめとする地域住民の生活を支える重要な移動手段であり、通勤・通学、買い物、通院等の多様なニーズに応え、住民が安心して利用し続けられる公共交通の確保を目的としている。

本仕様書は、路線の再編や維持、新たな移動手段への対応等を通じて住民の移動ニーズに対応し、最適な住民サービスを提供できる事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2. 基本方針

受託者は次に掲げる基本方針に従って委託業務を行うこととする。

- (1) バスの運行及び管理上、関係法令等を遵守し安全運行に万全を期すこと。
- (2) 常に善良な管理者の注意を持って運賃取扱い等の業務の管理を行うこと。
- (3) 利用者へは誠意を持って対応し、平等かつ公平な取り扱いをすること。
- (4) 利用者の意見について管理運営への反映に努め、サービスの向上を図ること。
- (5) 効率的かつ効果的な管理運営を行うこと。
- (6) 個人情報適切に保護されること。

3. 概要

安来市内全域、松江市及び米子市の一部において、道路運送法第79条により行う家用有償旅客運送の運行業務全般を委託する。

4. 委託期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

5. 運行路線

別紙 路線系統一覧のとおり

6. 運行ダイヤ

別紙 安来市広域生活バス（イエローバス）路線別時刻表のとおり

注：令和8年8月1日現在のダイヤ表です。ダイヤは変更する場合があります。

7. 運行車両

安来市が所有する車両は27台（予備含む）とする。

小型バス（乗車人員29名以下）…20台

中型バス（乗車人員33～44名）…3台

中型バス（乗車人員56～60名）…4台

8. 貸与施設

安来バスターミナル（安来市安来町 1068 番地 1）

広瀬バスターミナル（安来市広瀬町広瀬 1006 番地）

赤屋バスターミナル（安来市伯太町赤屋 117 番地 1）

9. 業務委託内容

全ての業務を常に適切かつ誠意を持って行うこと。

なお、本仕様書に定めのない業務については、安来市と受託者の協議のうえ決定する。

①運転手業務について

- （1）安来市の作成する運行ダイヤ表に基づく、車両の運行
- （2）乗車料金管理
- （3）車内マイクによるバス停アナウンス
- （4）乗車料徴収時における両替
- （5）車内における一日乗車券及び回数券の販売
- （6）回送時での給油
- （7）乗車人員計測
- （8）運転日誌記載
- （9）安来市の依頼に基づく臨時バスダイヤの車両運行
- （10）バス停留所の破損報告
- （11）その他運転に係る業務

②点呼業務について

- （1）運行管理・点呼簿の記載
- （2）乗車人員集計管理・報告
- （3）乗車料金・各種販売料の集計及び納金
- （4）電話等各種問合せへの対応
- （5）デマンド運行における予約の受付及び運転手への指示
- （6）ターミナルにおける定期券・回数券・一日乗車券の販売及び在庫管理
- （7）減額証明書の発行
- （8）各ターミナルの維持管理

③運行管理責任者について

- （1）運転手及び点呼者の指導監督
- （2）事故・苦情への対応
- （3）車両に関する一般管理（車内外広告及び音声案内システムを含む）
- （4）ダイヤ改正に伴う補助作業
- （5）安来市に対する連絡業務
- （6）安全運転管理者、副安全運転管理者の選出及び関係業務の実施
- （7）その他バス運行に関する管理業務

10. 研修等

職員に対し、安全運行及びサービスに対しての意識の向上を図る研修を実施すること。

なお、実施にあたっては以下の観点を重視すること。

- (1) 多様な利用者に配慮した安全対策に配慮すること。
- (2) 利用者に対して礼儀正しい対応を行う等、接遇に配慮すること。
- (3) 苦情に対して適切に対応すること。
- (4) 遺失物に対して適切に対応すること。

11. 業務体制

本委託業務の遂行にあたり、安来・広瀬の両バスターミナルにそれぞれ点呼者を配置すること。

加えて、道路運送法第 23 条の 2 に基づく運行管理者（一般乗合旅客自動車運送事業用）、および道路運送車両法施行規則第 31 条の 4 に基づく整備管理者の有資格者を、各ターミナルへ適切に配置すること。

12. その他条件及び留意点

- (1) 受託者は、運行に起因する人身、物損、搭乗者および車両の事故に関し、賠償責任および一切の費用負担を負い、かつ誠意を持って対応すること。
- (2) 運転手は、大型二種免許の保持者、または大型一種免許を保持し、かつ国土交通大臣が認定する講習を修了した者とする。
- (3) 契約委託料は運転手及び点呼者の拘束時間により変動するため、ダイヤ改正により委託料が増減する場合がある。また、一部路線にデマンド運行があるため、運行実績により委託料の変動がある。
- (4) この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書の内容の解釈に疑義が生じた場合は、安来市と受託者双方が誠意を持って協議し、これを解決するものとする。